

議案第4号

みやき町ゴルフ場条例の制定について

みやき町ゴルフ場条例を次のように定めるものとする。

令和 8年 3月 9日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、三根地区筑後川水辺河川敷利活用に係る公募型プロポーザルを実施した結果、当該施設をゴルフ場とする事業を選定したことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により条例を制定する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町ゴルフ場条例

(設置)

第1条 本町は、地域住民の福祉向上及び健康の増進を図り、広域的な交流の促進及びにぎわいを創出することを目的として、みやき町ゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ゴルフ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 みやき町ゴルフ場

位置 みやき町大字西島3317番地

(使用の許可)

第3条 ゴルフ場の施設及び付属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に当たっては、ゴルフ場の管理運営上必要な使用条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないことができる。

- (1) 使用の目的がゴルフ場の設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) ゴルフ場の施設等を汚損、又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、その他集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になる行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ゴルフ場の管理運営上適当でないとき。

(目的外使用又は権利譲渡等の禁止)

第5条 第3条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の停止又は取消し)

第6条 町長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

2 前項の取消し又は停止により使用者に損害を生ずることがあっても、町はこれに対する補償は行わない。

(使用料)

第7条 ゴルフ場を使用する者は、使用を許可されたとき、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、1プレー（18ホール）につき、4,600円を超えない範囲で町長が定める。

(使用料の減免)

第8条 町長は、特別の事由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の都合によりゴルフ場を使用しないことについて町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、その使用を終了したとき、使用の許可を取り消され、若しくは停止されたとき、又は使用を中止したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第11条 ゴルフ場の施設等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 ゴルフ場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ゴルフ場の使用に関する業務
- (2) ゴルフ場の施設等の維持管理に関する業務
- (3) ゴルフ場の運営に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ゴルフ場に関して町長が必要と認める業務

2 前条の規定により町長が指定管理者に前項各号に掲げる業務を行わせる場合は、第3条、第4条、第6条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定に基づき指定管理者の指定の手続は、みやき町ゴルフ場の指定管理の実施に関する規則で定める。

4 指定管理者は、町長が定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(利用料金)

第14条 第12条の規定によりゴルフ場の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。

この場合において、第7条から第9条までの規定は適用しない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

3 使用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

4 利用料金の額は、指定管理者が第7条第2項の規定に定める使用料の金額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第12条、第13条及び第15条の規定は、公布の日から施行する。

みやき町ゴルフ場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みやき町ゴルフ場条例（令和 年みやき町条例第 号）第15条の規定に基づき、みやき町ゴルフ場（以下「ゴルフ場」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理及び運営)

第2条 管理及び運営については、令和7年9月3日付でみやき町と株式会社リバーサイド三根との間で契約締結した売買契約書第7条の規定に基づき、前主が締結している委託契約により受託事業者が行うものとする。

(期間)

第3条 前条の規定については、令和8年6月30日までとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。